

学生納付特例事務法人制度について

1 学生納付特例制度とは？



- 所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生の方について、在学期間中の納付を猶予し、社会人になってから在学期間中の保険料を納付できるようにする制度です。この制度を利用しないで保険料を納めなかった場合、将来、老齢年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故で重い障害が残ってしまった場合に障害基礎年金を受け取ることができなくなる可能性があります。そのような事態を防止するため、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

2 学生納付特例事務法人制度とは？



- 学生が学生納付特例の申請を行う際は、居住地ではなく住民票上の住所を管轄する市区町村の窓口や年金事務所に申請書を提出する必要がありますが、できるだけ申請しやすい環境を整備し、学生の年金受給権を確保する観点から、学生が市町村等へ申請しなくとも、通学する学校（学生納付特例事務法人の指定を受けた学校等）において、学生納付特例の申請を受付することができる制度です。

3 契約単価は1件あたり500円（学生納付特例の申請）



○ 契約単価

学生納付特例事務法人の指定を受けていただいた場合の学生納付特例申請の代行事務の契約単価は、学生納付特例の申請1件あたり500円（※）です。

学生支援（福利厚生）の一環として、学生納付特例事務法人の指定を是非ともお願いいたします。

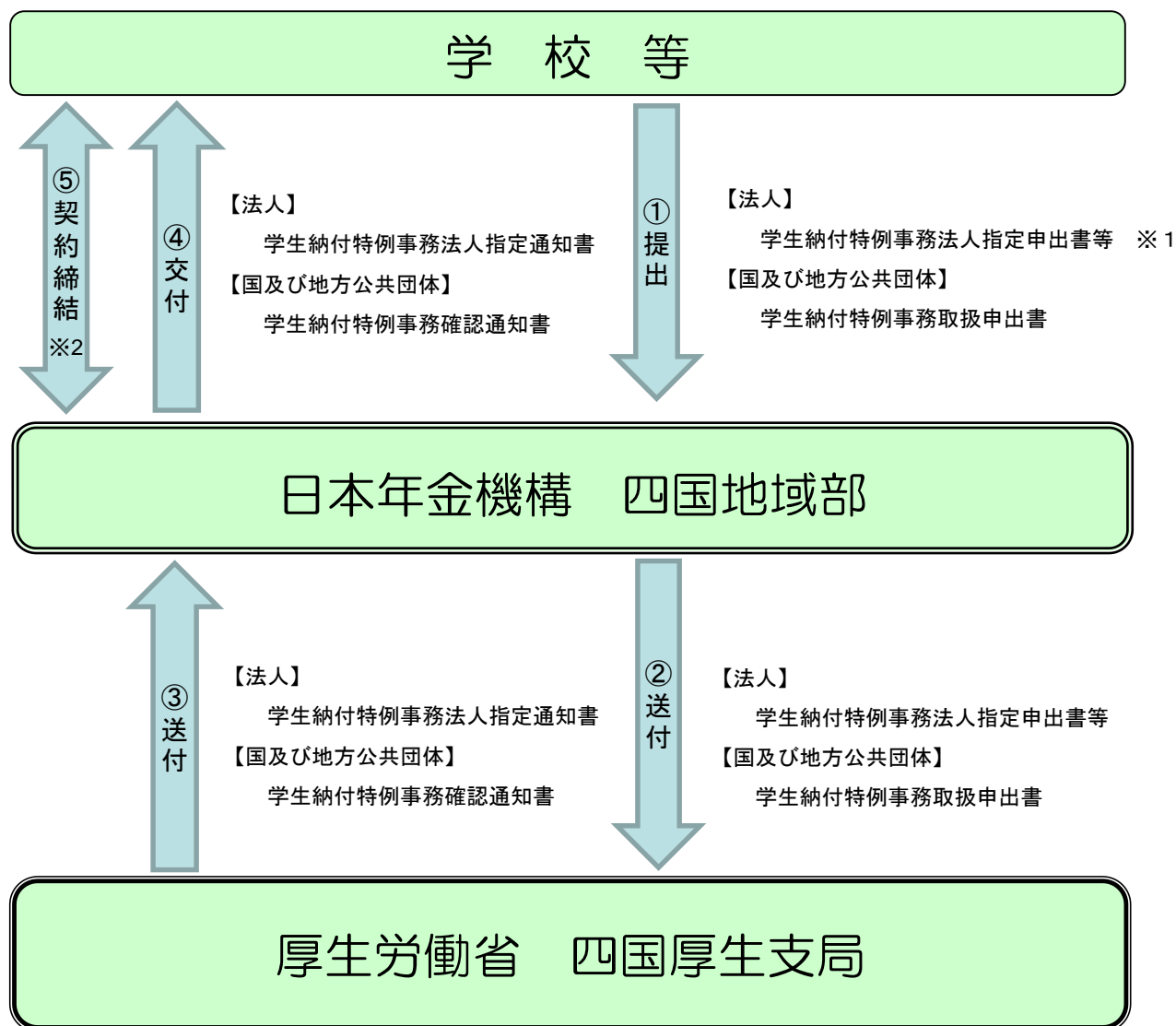
※ 国及び地方公共団体の学校等には手数料の支払いがありません。

○ 申請書受付

学生が学生納付特例事務法人に学生納付特例の申請書を提出したときは、その時から学生納付特例の申請があったものとみなされ、万が一、学生が事故等に遭った場合でも障害基礎年金を受け取る権利が担保されます。

学生納付特例事務法人になるためには？

○ 学生納付特例事務法人になるためには、厚生労働省の確認又は指定を受ける必要があります。申出書は日本年金機構四国地域部へ提出していただきます。



※ 1 法人の場合は、添付書類として登記簿謄本又は登記事項証明書と事務取扱規程が必要です。

※ 2 事務法人の指定後、日本年金機構四国地域部と代行事務の契約締結を行います。これは学生から提出される学生納付特例申請書を学校側が代行して受付事務を行うため、その手数料（500円/1件）をお支払いするための契約です。ただし、国及び地方公共団体の学校等には手数料の支払いがありません。